

3 今後の方向性

(1) 使途事業

産廃税の使途は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることとされている。

「産業活動の支援」については、岡山エコ事業所の普及促進、バイオマスの利活用の推進や循環型産業クラスターの形成促進等の事業を実施している。

「適正処理の推進」については、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄が根絶されている状況にはないことから、不法投棄の防止啓発、監視指導体制等の強化を実施している。

「意識の改革」については、おかやま・もったいない運動の推進、環境情報の拠点づくりや3Rに関する環境教育・環境学習の推進等の事業を実施し、県民や事業者に対する普及啓発を行っている。

使途事業は、産業廃棄物に係る3R促進のための技術導入や施設整備、不法投棄等の防止などの公平性の確保や社会正義の実現、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイルの変革等に対する事業効果が認められるものの、産業廃棄物の排出量や最終処分量のさらなる削減の促進を図るためには、引き続き、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」及び「意識の改革」の3つの柱に沿って事業を実施する必要がある。

今後、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用をさらに進めるため、鋳さい、ガラス陶磁器くず、燃え殻など全国集計と比べて再生利用率が低い産業廃棄物の発生状況や特性などに応じた発生抑制、循環的利用の促進を図るとともに、機能・価格面で競争力のあるリサイクル製品・技術の市場投入の促進、事業者の活動に影響を与える消費者（県民・事業者）の3Rに対する意識の更なる向上に重点的に取り組む必要がある。

また、事業の実施に当たっては、税導入の趣旨等についての県民理解を促進する観点から、産廃税を活用した事業であることを明記するなど、引き続き、事業成果のわかりやすい周知及び公表についての工夫、配意を行うとともに、課税目的に沿った効果的な事業実施となるよう、毎年度、状況に応じて事業の見直しを積極的に行うべきである。

(2) 基金

岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金は、潤い及び安らぎのある快適な環境づくりの推進とともに、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され、各年度において、産廃税の収入のうち、徴税费及び保健所設置市交付金以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされている。

また、この基金は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他

適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられており、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされている。なお、平成28年度末の基金残高は659,789千円となっている。

この基金の残高をみると平成24年度以降の5年間は、ほぼ同程度の水準で推移しているが、所要の事業を継続的に実施しつつ、新たな課題に対応するための財源として活用される必要があることから、事業の適切な取捨選択のもとに、適切な基金規模の維持に留意すべきである。

(3) 税制度見直しの時期

産廃税は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、5年を目途として、必要があると認めるときは見直しを行うこととされており、今後も同様に見直しを行うべきである。

なお、他県において産業廃棄物関係税の税率変更等の重大な制度変更が行われた場合には、5年という期間にかかわらず、制度について検討を加え、必要な措置を講じるべきである。